

参考資料1 奈文研の沿革

以下は、『奈良文化財研究所七十年の軌跡』（2022年）の第Ⅰ章「奈文研の沿革とこの10年の概要」に掲載したものである。

（1）構想・創立期

奈良文化財研究所（以下、奈文研）は、昭和27年（1952）に設立された。

文化財の宝庫である奈良の地で、各分野の研究部門が実物に即した、無形文化財、民俗資料、天然記念物を除いた他のすべての文化財を対象とした総合的研究を行い、その成果を文化財保護行政に反映させることが目的とされていた。

このミッションを行うために、次のようなストラテジーが構想されていた。

- ① 無形文化財、民俗資料、天然記念物を除いた他のすべての文化財を対象とした総合的研究を行うために、構想段階では、美術部：絵画研究室、彫刻研究室、工芸研究室、工芸技術研究室、歴史部：古文書研究室、史跡考古研究室（縄文、弥生、古墳文化及び史跡の調査研究）、建造物部：建造物研究室、遺跡庭園研究室、ならびに庶務部の4部8研究室を設置し、一研究題目をこれらのさまざまな研究部門が共同して総合研究を実施する体制が構想されていた。
- ② 多様な文化財を対象とし、実物に即した調査研究を行うために、文化財の数量と質が他に抜きん出ており、修理工事や発掘等の現場も近いことなどから、奈良に設置された。
- ③ 調査研究成果を文化財保護行政に反映させるために、当時の文化財保護委員会の記念物課、美術工芸課、建造物課とは極めて緊密な関係を持ち、研究機関としての独自の研究を行ないながら、行政機関である文化財保護委員会にとって、文化財集中地区所在の唯一の附属研究所として、建造物の修理や指定のための調査、埋蔵文化財の緊急発掘調査、美術工芸関係あるいは名勝庭園、史跡の指定のための調査研究に協力することがうたわれていた。

実際には、昭和27年の創立時、人員・予算面での制約から、美術工芸研究室（彫刻・工芸・絵画）、建造物研究室（建築・遺跡庭園）、歴史研究室（古文書・考古）、ならびに庶務室の4室が設置されたに過ぎなかった。とはいえ、奈良において、各分野の研究部門が実物に即した文化財の総合的研究をおこない、その成果を文化財保護行政に反映させるという研究所のヴィジョンにしたがって、「南都七大寺の研究」を最も重要な研究テーマとして各部門が協力して取り組み、成果をあげることになった。

（2）成長・安定期

昭和20年代の戦後復興期ならびに昭和30年代以降の高度成長期になり、種々の建設・開発事業が増加すると、埋蔵文化財を中心とする文化財の保存の問題が全国的な課題となり、それへの対応が奈文研に求められたことから、奈文研自体大きく変容していく。

発掘調査体制の充実 この時期、奈良県下においては、平城宮・京跡、飛鳥・藤原地域での史跡

の現状変更申請や開発事業に対応するための発掘調査を実施する体制の構築が求められた。このため、文化財保護員会は、これら地域での発掘調査に奈文研を当てるに至った。この結果、奈文研のミッションに平城宮・京跡の発掘調査、飛鳥・藤原地域の発掘調査が加わることになるとともに、その実施のために、組織の充実が図られた。具体的には、昭和35年（1960）に平城宮跡発掘調査事務所、昭和38年（1963）には平城宮跡発掘調査部が設置された。ちなみに、設置当時の平城宮跡発掘調査部は、考古第1～第3、保存整理、史料の5調査室体制であったが、いくつかの組織改編を経ながら、昭和48年（1973）に考古第1～第3、遺構、計測修景、史料の6調査室体制となり、定着した。また、昭和45年（1970）に平城宮跡発掘調査部に設けられた飛鳥藤原宮跡調査室は、昭和48年（1973）には飛鳥藤原宮跡発掘調査部となった。こちらは、当初は第1・第2調査室であったが、昭和53年（1978）には考古第1・第2、遺構、史料の4調査室体制となった。

埋蔵文化財センターの設置 開発事業に起因する埋蔵文化財保護の問題が激化する昭和40年代には、奈文研は、まだ脆弱であった地方の埋蔵文化財保護行政への支援・指導とその育成・水準向上に資することが文化財保護員会・文化庁より求められた。このため、奈文研は、フィールドとしていた平城宮・京跡、飛鳥・藤原地域以外でも発掘調査を行うとともに、昭和41年（1966）からは、文化財保護委員会（のちに文化庁）とともに、「埋蔵文化財発掘技術者研修会」を開始した。昭和49年（1974）には、前年に文化庁が設置した埋蔵文化財対策調査会の報告「埋蔵文化財保護に関する当面の方策について」にもとづいて、埋蔵文化財調査に関する専門的な指導助言、専門職員等の研修、埋蔵文化財に関する情報資料の収集整理提供、埋蔵文化財調査技術の開発などを目的とする埋蔵文化財センターが設置された。設置当初の埋蔵文化財センターの体制は、教務室、考古計画、測量の2研究室であったが、その後、教務室、研究指導部（考古企画、集落遺跡、遺物処理、測量、保存工学の5研究室）、情報資料室に拡充した。そして、埋蔵文化財センターが主催することになった「埋蔵文化財発掘技術者研修」は内容を充実させ、年間開催回数を増やすことにより、年間受講者数を飛躍的に増加させることになった。

飛鳥資料館の開館 この時期、開発事業の増加は、文化財ばかりでなく歴史的風土の保存問題も生じさせた。中でも飛鳥地域については全国的に注目され、昭和45年（1970）には「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」が閣議決定された。これにもとづき、明日香村奥山に設置されることになった飛鳥資料館が、紆余曲折を経て、奈文研に設置されることになり、昭和50年（1975）に開館した。

史跡の整備 昭和40年代に入り、平城宮跡をはじめ、遺跡を保護するために、史跡指定し、公有化することが全国的に進むと、史跡や遺跡を整備し、公園として活用する動きが重視されるようになった。史跡や遺跡の整備に必要な考古、建築、庭園などの調査研究部門を擁する奈文研は、大阪府百済寺跡や宮城県高崎廃寺跡などで先駆的に指導をおこなってきたが、公有化が進む平城宮跡で整備を実践、その手法を確立するとともに、それを全国に展開していく役割が課せられた。遺跡の整備の研究は、庭園研究の流れを汲む、昭和45年（1970）に平城宮跡発掘調査部に設置された計測修景調査室ならびに、昭和52年（1977）に埋蔵文化財センター研究指導部に増設された保存工学研

究室が担当した。

国際的な交流と貢献 昭和43年（1968）、文部省の在外研究員制度を利用した研究員の海外への派遣が開始された。翌年、文化庁が招聘したデンマーク国立博物館保存科学部のB. B. Christensen氏が来所する。これが記録に残る最初の外国研究者の招聘・受入れとなっている。こうして昭和40年代に開始された国際的な学術交流の中で、奈文研の研究の柱にもなる、保存科学、写真測量、年輪年代学、遺跡探査などの欧米の先進的な研究や技術の導入が図られた。

1990年代以降には、中国社会科学院考古研究所（平成3年〔1991〕）、韓国国立文化財研究所（現・韓国国立文化財研究院（平成11年〔1999〕）などとの間で現在も継続する中・長期的な共同研究の協定書が締結され、従来の個人研究レベルのものに加え、機関間での学術交流・共同研究が進められるようになった。

これらの学術交流の一方、平成以降、国連教育科学文化機関（ユネスコ）などと協力しながら、文化的な面での国際的な貢献を積極的に行っていくという國の方針のもと、文化財保護に関する国際的な事業が進められていく。その嚆矢は、平成元年（1989）に開始されるワット・プー遺跡（ラオス）の保存事業である。特に、平成3年（1991）に関与することとなったアンコール遺跡群（カンボジア）に関する事業は、対象や事業主体などを変えつつ、奈文研の国際事業の中核として現在も継続しており、多大な成果をあげている。

以上、昭和30年代以降、わが国が高度成長などを経て経済大国となるなか激増した開発事業に起因する文化財保護問題への貢献が、奈文研には強く求められた。その結果、平城宮跡発掘調査部、飛鳥藤原宮跡発掘調査部、埋蔵文化財センターなど、埋蔵文化財に関する部門を中心に組織、予算、人員が充実することになった。その半面、美術工芸、建造物、歴史の研究室への注力は見送られ、設立当初の大きな目的の一つであった美術、建築、歴史、考古等の各方面を総合した南都を中心とする社寺の研究や基礎的資料の収集、保存修理事業向上のための伝統的技術の調査研究などは停滞を余儀なくされた。これをもっとも象徴する出来事が、昭和55年（1980）におこなわれた美術工芸研究室の奈良国立博物館への移管といえる。そして、この時点で確立した研究所の組織体制は、平成12年度まで継続することになった。

このほか、平成に入ると、奈文研には、それまでに培われた文化財に関する経験や能力をもって海外の文化財の保護に対する貢献も求められることになった。

（3）独立行政法人化

国の行政改革のもと、平成13年度（2001）に、奈文研は東文研とともに独立行政法人化され、独立行政法人文化財研究所を構成した。

その目的は、文化財に関する調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることとされ（独立行政法人文化財研究所法第3条）、この目的を達成するため、次の業務を行うと定められた（同法第11条）。

一 文化財に関する調査及び研究を行うこと。

- 二 前号の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- 三 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 四 前三号の業務に関し、地方公共団体並びに文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これに類する施設（次号において「地方公共団体等」という。）の職員に対する研修を行うこと。
- 五 第一号から第三号までの業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行うこと。
- 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

独立行政法人では、各法人の設置法のもと、5年間ごとの中期計画が定められる。平成13年度からの第一期中期目標では、文化財研究所は、我が国の文化財保護行政を遂行する上で必要な知識・技術の基盤形成に寄与するとし、

- ・不動産、無形を含む全ての文化財に関する基礎的・体系的研究
- ・文化財の調査研究方法の開発等に関する研究
- ・文化財を適切に保存し、効果的に活用するための調査・研究
- ・文化財の保存・修復に関する国際協力
- ・研究成果に基づく指導、助言、情報提供、公開、人材養成

を行うとしている。この目的を実施するために、文化遺産研究部（建造物、歴史、遺跡研究室）、平城宮跡発掘調査部（考古第1～第3、遺構、史料、写真資料調査室）、飛鳥藤原宮跡発掘調査部（考古第1～第2、遺構、史料調査室）、飛鳥資料館、埋蔵文化財センター（遺物調査技術、遺跡調査技術、古環境、保存修復科学、保存修復工学、文化財情報、国際遺跡研究室）それに管理部という体制となった。

また、平成18年度（2006）からの第二期中期計画では、

- 1 文化財に関する調査及び研究の推進
- 2 文化財の保存・修復に関する国際協力の推進
- 3 調査研究成果の積極的な発信による社会への還元
- 4 地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上

という目的が定められるとともに、再度組織改編され、企画調整部（企画調整、展示企画、写真室、文化財情報、国際遺跡研究室）、都城発掘調査部（考古第1～第3、遺構、史料研究室）、文化遺産部（建造物、歴史、景観、遺跡整備研究室）、埋蔵文化財センター（保存修復科学、環境考古学、年代学、遺跡・調査技術研究室）、研究支援推進部となつた。

平成19年（2007）、奈文研・東文研は、国立博物館（のちには、アジア太平洋無形文化遺産研究センターが加わる）とともに独立行政法人国立文化財機構を構成するが、上述した法律や中期計画上での奈文研の設置の目的や体制は、基本的に引き継がれていく。

独立行政法人化とともに、奈文研の設置の目的に、文化財の保存・修復に関する国際協力が明文化され、それに携わる国際遺跡研究室が設置されたのは、国立文化財研究所時代以来、奈文研が進めてきたカンボジア、中国、韓国、チリ（イースター島）等での国際的な協力を基礎としつつ、平成13年（2001）のアフガニスタン・バーミヤンでの大仏の破壊など、戦争、災害、経済状況、文

化財保護への関心の低さなどに起因する海外の文化財の危機に対して積極的に対応していくという國の方針を受けたものである。また、景観研究室の設置は、平成16年（2004）の文化財保護法改正により、文化的景観が文化財に位置づけられるとともに、重要文化的景観の選定による保護がなされるようになったことに対応している。

このように、独立行政法人化以降、奈文研の目的は、文化財保護をめぐる國の方針や施策をより一層反映するようになったといえる。